

# 校則について

本校は、創立以来「自律・創造・友愛」の校風を育んできました。この校風のもとに、学習を中心に据えた生活のなかで、播磨南高校生としての自分をしっかり見つめ、相互に協力し合って、学習においても、部活動においても、誇り得る伝統を創り、輝かしい前途を切り拓きましょう。

そのために、本校の規則を遵守し、充実した高校生活を送るとともに、他人を尊重し、教養を高め、個性を伸ばしていくことを期待します。

## (1) 生徒心得

- ① 常に本校生徒としての自覚と誇りと品位を保持し、互いに人格を尊重し、敬愛の念をもって人に接すること。
- ② 挨拶、清掃、制服の着こなし、立ち居振る舞い、言葉遣いなど当たり前のことを徹底的にやり続けること。
- ③ 明るく健全で、世間から愛されるような節度ある態度で地域との交流活動に参加し、地域を支える人としての自覚と態度を養成するとともに、世代を超えてコミュニケーションがとれる生徒になるよう努めること。

## (2) 生徒の賞罰について

- ① 生徒の本分を守り、学校の発展に寄与し、その成績顕著の者、在学期間中皆勤した者及びその他皆の模範となる善行があった者について、表彰する。
- ② 校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、生徒に退学、停学、訓告の懲戒を加えることができる。
- ③ 次の事項に抵触した場合には、謹慎、訓戒などの特別指導を行う。

ア 考査における不正行為	イ 暴力行為	ウ 校内における政治活動
エ 校舎校具の破壊行為	オ 無断アルバイト	カ 深夜徘徊、無断外泊
キ 学校の名誉を毀損した場合	ク 風紀を乱す行為	ケ SNS の不正使用・不正利用
コ 服装違反した場合	サ 飲酒、喫煙、窃盗、金銭の強請、強奪又は横領行為	
シ 無断免許取得及び交通法規に違反した場合	ス 職員に対する侮辱又は暴力行為	
セ 学校で禁止した事項又は生徒としての本分に違反し、度々の指導にもかかわらず態度の改善が認められない場合		
ソ 法律上の犯罪行為		

## (3) 服装・頭髪について

常に本校生徒としての自覚と誇りと品位を保持するために、服装・頭髪について、質素・清潔・端正を旨とし、むやみに流行を追いかけたり、華美になつたりしないようにすること。なお、本校の服装に

については指定服とする。

### ① 制服

(冬) ジャケット、ズボン、プリーツスカート、ニットセーター、カッターシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボン、ニットベスト

(夏) ズボン、プリーツスカート、カッターシャツ、ブラウス

注1 男女共にすべて本校指定の物とし、変形・着崩し等を禁止する。

注2 ジャケット・セーター着用時は必ず、ネクタイ・リボンを付けること。

注3 カッターシャツを着用する時はネクタイを付け、ブラウスを着用する時はリボンを付けること。

### ② 更衣の期日

(夏服) 6月中旬

(冬服) 11月初旬

### ③ 防寒用具

マフラー、手袋、イヤーマフについては認めるが、華美でない物とする。着用については登下校のみとし、校舎内では着用しないこと。コートについては許可制とする。

### ④ 靴下

白・黒・紺・グレーの無地またはワンポイント柄とする。(長さは膝下までとし、くるぶしが隠れるものが望ましい)

冬季(11月～3月末)については、黒色無地のタイツの着用を認める。

### ⑤ 靴

運動靴または黒・茶色のコインローファーとする。

### ⑥ 鞆

高校生としてふさわしいもの。

### ⑦ 上履き

本校指定の上履きとする。上履きには名前以外は書かないこと。また、貸し借りをしないこと。

### ⑧ 頭髪

パーマ、染色、脱色(薬品・ドライヤー)、エクステンション(付け毛)は禁止する。

また、整髪料やドライヤーを用いて形作る異様な髪形も禁止する。

### ⑨ ズボン

ベルトを着用し、ウエスト部分をずらさないこと。

### ⑩ スカート

ベルト部分を折らないこと。裾を切ったり縫い上げたりするなど、長さを変えないこと。

### ⑪ その他

ア 疾患その他の特別の事情があつて規定の服装ができない場合は、異装願を必ず学級担任に申し出て、学校の許可を受けること。

イ 化粧やカラーコンタクト・ネイルをしない。

ウ ピアスの穴はあけない。ピアスは禁止する。

エ 装飾品を身につけることは禁止する。

オ 授業時の膝掛けの使用は認めるが考査時の使用は禁止する。

カ タブレット・スマートフォン等の使用は、学校生活全般において教師の指示に従って使用すること。

### (3) 通学について

① 通学方法は、徒歩・自転車、または電車・バスなどの公共交通機関とする。道路交通法を守り、安全には十分注意を払うこと。

② 自転車通学を希望する者は、入学後に自転車点検を済ませた上で配付する鑑札シールを自転車に貼り、正しく利用すること。

**\* 万が一の場合に備え、必ず防犯登録ならびに自転車保険（対人賠償含む）に加入すること。**

ア 入学後の自転車点検後、指定の鑑札シールを後輪泥よけ後部に貼ること。

イ 男女とも標準型自転車を使用すること（色の規定なし）。

ウ ドロップハンドル、変形ハンドルは不可とし、T字ハンドル、ワンフレーム車を可とする。

エ ライト、ブレーキなどの点検、整備をしておくこと。必ず施錠ができるようにしておくこと。

オ 直立用のスタンドを取り付けること。

カ 自転車用荷台を取り付けること。

キ 雨天時には、雨がっぱを使用し、傘は絶対使用しないこと（駐輪後の移動は、折りたたみ傘を使用すること）。

ク 自転車は、常に点検整備しておくこと。

ケ 指定された通学路を遵守すること。

コ 自転車は、指定された場所に置くこと。

サ 信号無視、傘さし運転、二人乗り、スマートフォン等を操作しながらの運転などルール違反した場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。

シ 電動自転車も可とするが、高価なため、盗難の恐れもあるので、注意すること。



**(4) 自動車・自動二輪車について**

第3学区生徒指導協議会の申し合わせに従い、在学中は自動車、自動二輪、原付運転免許取得は禁止とする。学校に無断で取得した場合は、特別指導の対象とする。